

平成29年3月
平成29年第1回栃木市議会定例会
議案説明書（その1）

栃 木 市

番 号	件 名
報告第 1 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
議案第 1 号	平成29年度栃木市一般会計予算
議案第 2 号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 5 号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 6 号	平成29年度栃木市下水道特別会計予算
議案第 7 号	平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算
議案第 8 号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算
議案第 9 号	平成29年度栃木市水道事業会計予算
議案第10号	平成28年度栃木市一般会計補正予算（第4号）
議案第11号	平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第12号	平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第13号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第14号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第2号）
議案第15号	平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）
議案第16号	平成28年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
議案第17号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 平成28年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第19号 栃木市名誉市民条例の制定について 1

議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について 2

議案第21号 とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の制定について 3

議案第22号 栃木市消防基金条例の制定について 4

議案第23号 公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について 5

議案第24号 栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について 142

議案第25号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の
制定について 149

(秘 書 課)

議案第 19 号

栃木市名誉市民条例の制定について

提案理由

市勢の発展、社会文化の興隆に多大の貢献をし、その功績が絶大で郷土の誇りとして市民から深く尊敬されている者を名誉市民として顕彰するに当たり、必要な事項を定めるため、栃木市名誉市民条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(職 員 課)

議案第20号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定
について

提案理由

本市の財政状況を考慮し、市長、副市長及び教育長の給料を減額する措置を講じるため、栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

(環 境 課)

議案第 2 1 号

とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の
制定について

提案理由

とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業の受託事業者の選定に係る審査を行う附属機関として、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会を設置するため、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 9 号と同じ。

(消防総務課)

議案第 22 号

栃木市消防基金条例の制定について

提案理由

消防施設及び消防装備の整備に必要な資金を積み立てることを目的とした基金を設置するため、栃木市消防基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 19 号と同じ。

公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

提案理由

市民の視点に立った市政運営を推進するに当たり、公の施設の利用等に関する処分を許可から承認とするため、とちぎ市民活動推進センター条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 とちぎ市民活動推進センター条例の一部改正
とちぎ市民活動推進センターの利用の許可を承認に改めること。
(第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第16条関係)
- 2 栃木市コミュニティセンター条例の一部改正
コミュニティセンターの利用の許可を承認に改めること。
(第6条から第8条まで、第11条及び第13条関係)
- 3 栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正
藤岡城山コミュニティセンターの利用の許可を承認に改めること。
(第3条から第7条まで及び第10条関係)
- 4 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正
藤岡遊水池会館の利用の許可を承認に改めること。
(第3条から第5条まで、第7条、第8条及び第11条関係)
- 5 栃木市働く婦人の家条例の一部改正

働く婦人の家の利用の許可を承認に改めること。

(第6条、第7条、第9条、第10条及び第12条関係)

6 栃木市勤労青少年ホーム条例の一部改正

勤労青少年ホームの利用の許可を承認に改めること。

(第6条から第8条まで、第10条及び第14条関係)

7 栃木市技能センター条例の一部改正

技能センターの利用の許可を承認に改めること。(第4条及び第6条関係)

8 栃木市勤労者体育センター条例の一部改正

勤労者体育センターの利用の許可を承認に改めること。

(第5条から第7条まで、第10条、第11条、第13条及び第17条関係)

9 栃木市保健福祉センター条例の一部改正

健康福祉センターの利用の許可を承認に改めること。

(第6条から第9条まで及び第14条関係)

10 栃木市地域福祉センター条例の一部改正

地域福祉センターの利用の許可を承認に改めること。

(第5条から第8条まで、第12条及び第17条関係)

11 栃木市渡良瀬の里条例の一部改正

渡良瀬の里の利用の許可を承認に改めること。

(第6条から第8条まで及び第15条関係)

12 栃木市児童館条例の一部改正

児童館の団体利用の許可を承認に改めること。(第6条及び第7条関係)

13 栃木市地域子育て支援センター条例の一部改正

地域子育て支援センターの団体利用の許可を承認に改めること。

(第5条及び第6条関係)

14 栃木市老人福祉センター条例の一部改正

老人福祉センターの利用の許可を承認に改めること。

(第7条から第9条まで、第13条、第14条及び第19条関係)

15 栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例の一部改正

藤岡高齢者生きがいセンターの利用の許可を承認に改めること。

(第7条から第11条まで及び第15条関係)

16 栃木市寺尾地区ふれあいセンター条例の一部改正

寺尾地区ふれあいセンターの利用の許可を承認に改めること。

(第4条から第7条関係)

17 栃木市都賀老人憩いの家条例の一部改正

都賀老人憩いの家の利用の許可を承認に改めること。

(第5条から第7条関係)

18 栃木市地域活動支援センター条例の一部改正

地域活動支援センターの利用の許可を承認に改めること。(第8条関係)

19 栃木市隣保館条例の一部改正

隣保館の利用の許可を承認に改めること。

(第3条から第5条まで及び第8条関係)

20 栃木市集会所条例の一部改正

集会所の利用の許可を承認に改めること。

(第5条から第7条まで及び第9条関係)

21 栃木市墓園条例の一部改正

墓所の使用の許可を承認に改めること。

(第4条、第12条及び別表第1関係)

2 2 栃木市斎場条例の一部改正

斎場の利用の許可を承認に改めること。(第4条から第7条関係)

2 3 栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正

勤労者総合福祉センターの利用の許可を承認に改めること。

(第6条から第8条まで、第11条から第13条まで及び第16条関係)

2 4 とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正

とちぎ蔵の街観光館の利用の許可を承認に改めること。

(第6条、第8条、第9条、第12条、第13条、第17条及び別表第2関係)

2 5 栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正

倭町小江戸ひろばの利用の許可を承認に改めること。

(第5条、第6条、第9条及び第10条関係)

2 6 かかしの里条例の一部改正

かかしの里の利用の許可を承認に改めること。

(第7条から第9条まで、第11条及び第14条関係)

2 7 栃木市営有料観光駐車場条例の一部改正

市営有料観光駐車場の利用の許可を承認に改めること。(第13条関係)

2 8 栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正

大平まちづくり交流センターの利用の許可を承認に改めること。

(第6条から第9条まで、第13条及び第17条関係)

2 9 栃木市農村振興総合センター条例の一部改正

農村振興総合センターの利用の許可を承認に改めること。

(第6条から第9条関係)

3 0 栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正

出流ふれあいの森の利用の許可を承認に改めること。

(第7条から第9条まで、第12条から第14条まで及び第18条関係)

3 1 栃木市農村婦人の家条例の一部改正

農村婦人の家の利用の許可を承認に改めること。

(第4条から第6条まで、第9条及び第11条関係)

3 2 栃木市農産物加工所条例の一部改正

農産物加工所の利用の許可を承認に改めること。

(第4条から第6条まで及び第10条関係)

3 3 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正

有料公園施設の利用の許可を承認に改めること。

(第3条から第5条まで、第7条から第10条まで、第13条及び別表第2関係)

3 4 栃木市公民館条例の一部改正

公民館の使用の許可を承認に改めること。

(第7条から第9条まで、第12条、第14条及び第15条関係)

3 5 栃木市図書館条例の一部改正

会議室その他図書館の施設の利用の許可を承認に改めること。

(第7条関係)

3 6 とちぎ蔵の街美術館条例の一部改正

とちぎ蔵の街美術館の利用の許可を承認に改めるとともに、字句の整理を行うこと。(第15条関係)

3 7 栃木市歴史民俗資料館条例の一部改正

歴史民俗資料館の利用の許可を承認に改めること。

(第5条から第8条まで、第13条及び第18条関係)

3 8 栃木市体育施設条例の一部改正

体育施設の利用の許可を承認に改めること。

(第5条から第8条まで、第10条、第13条、第15条及び第18条関係)

3 9 栃木市地域運動広場条例の一部改正

地域運動広場の利用の許可を承認に改めること。

(第3条、第4条、第6条及び第7条関係)

4 0 栃木市営金崎有料駐車場条例の一部改正

市営金崎有料駐車場の利用の許可を承認に改めること。

(第3条、第5条、第9条及び第10条関係)

4 1 栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部改正

西方ふれあいプラザ及び西方さくらホームの利用の許可を承認に改めること。(第6条から第8条関係)

4 2 栃木市真名子夢ホール条例の一部改正

真名子夢ホールの利用の許可を承認に改めること。

(第4条から第7条関係)

4 3 道の駅にしかた条例の一部改正

道の駅にしかたの利用の許可を利用の承認に改めること。

(第7条から第10条関係)

4 4 栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正

小野寺ふれあい館の利用の許可を承認に改めること。

(第6条及び第7条関係)

4 5 栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正

農業振興むらづくり施設の利用の許可を承認に改めること。

(第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第14条関係)

46 栃木市健康福祉センター条例の一部改正

健康福祉センターの利用の許可を承認に改めること。

(第6条から第9条まで、第14条、第17条及び別表関係)

47 道の駅みかも条例の一部改正

道の駅みかもの利用の許可を承認に改めること。

(第7条から第10条関係)

48 栃木市天幕使用条例の一部改正

貸出用天幕の使用の許可を承認に改めること。

(第3条から第5条まで及び第7条から第9条関係)

49 栃木市公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例
の一部改正

公の施設の利用の許可を承認に改めること。(第5条関係)

50 栃木市暴力団排除条例の一部改正

公の施設の利用の許可を承認に改めること。(第7条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

現 行

【とちぎ市民活動推進センター条例の一部改正】

（利用の許可）

第7条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) 略

（使用料）

第9条 別表に掲げる設備の利用の許可を受けた者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の許可を受けた際に納付するものとする。

（許可の取消し等）

第11条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(2) 略

2 略

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、センターの施設等の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 略

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) センターの利用の許可等及び許可の取消し等に関する業務

(3)・(4) 略

改 正 案

【とちぎ市民活動推進センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第7条 センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第9条 別表に掲げる設備の利用の承認を受けた者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の承認を受けた際に納付するものとする。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、第7条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(1) 不正な行為により利用の承認を受けたとき。

(2) 略

2 略

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの施設等の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用承認を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) センターの利用の承認等及び承認の取消し等に関する業務

(3)・(4) 略

現

行

2・3 略

改 正 案

2・3 略

【栃木市コミュニティセンター条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 コミュニティセンターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、コミュニティセンターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、コミュニティセンターの利用を許可しない。

(1)～(5) 略

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合又はコミュニティセンターの管理上特に必要がある場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 略

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 略

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 略

(2) 利用前に利用許可の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、市長が相当の理由があると認めたとき。

(3) 略

改 正 案

【栃木市コミュニティセンター条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 コミュニティセンターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、コミュニティセンターの管理上必要があるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、コミュニティセンターの利用を承認しない。

(1)～(5) 略

(利用承認の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合又はコミュニティセンターの管理上特に必要がある場合は、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき。

(3) 略

(4) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 略

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 略

(2) 利用前に利用承認の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、市長が相当の理由があると認めたとき。

(3) 略

現

行

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

改 正 案

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

【栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正】

(利用の許可)

第3条 栃木市藤岡城山コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、コミュニティセンターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定及び市長の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティセンターの管理上支障があるときは、コミュニティセンターの利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

(1)・(2) 略

(使用料)

第7条 利用者は、第3条第1項の規定により利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき又は第6条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設又は附属器具を原状に回復しなければならない。

改 正 案

【栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正】

(利用の承認)

第3条 栃木市藤岡城山コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、コミュニティセンターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定及び市長の指示に従わなければならない。

(利用承認の取消し等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティセンターの管理上支障があるときは、コミュニティセンターの利用の承認を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

(1)・(2) 略

(使用料)

第7条 利用者は、第3条第1項の規定により利用の承認を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき又は第6条の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設又は附属器具を原状に回復しなければならない。

【栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正】

(利用の許可)

第3条 遊水池会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、遊水池会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の許可の制限)

第4条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

(1)～(4) 略

(特別設備)

第5条 遊水池会館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に当たり特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の許可の取消し)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は遊水池会館の管理上必要があるときは、遊水池会館の利用の許可を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(使用料)

第8条 利用者は、第3条の規定により利用の許可を受けたときは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第11条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第7条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設又は附属器具を原状に回復しなければならない。

改 正 案

【栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正】

(利用の承認)

第3条 遊水池会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、遊水池会館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の承認の制限)

第4条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、その利用を承認しないものとする。

(1)～(4) 略

(特別設備)

第5条 遊水池会館の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に当たり特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は遊水池会館の管理上必要があるときは、遊水池会館の利用の承認を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(使用料)

第8条 利用者は、第3条の規定により利用の承認を受けたときは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第11条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第7条の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設又は附属器具を原状に回復しなければならない。

【栃木市働く婦人の家条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 婦人の家を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、婦人の家の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をしない。

(1)・(2) 略

(目的外利用の禁止等)

第9条 第6条第1項の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的外に婦人の家を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 略

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、婦人の家の利用を終わったとき、又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更した場合は、利用後直ちに原状に回復しなければならない。

第10条の規定により利用許可を取り消され、又は利用を中止させられた場合も、同様とする。

2 略

改 正 案

【栃木市働く婦人の家条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 婦人の家を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、婦人の家の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付けることができる。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の承認をしない。

(1)・(2) 略

(目的外利用の禁止等)

第9条 第6条第1項の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的外に婦人の家を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(利用承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3) 略

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、婦人の家の利用を終わったとき、又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更した場合は、利用後直ちに原状に回復しなければならない。

第10条の規定により利用承認を取り消され、又は利用を中止させられた場合も、同様とする。

2 略

【栃木市勤労青少年ホーム条例の一部改正】

(利用許可)

第6条 青少年ホームを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしない。

(1)～(3) 略

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 青少年ホームの利用の許可及びその制限に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

改 正 案

【栃木市勤労青少年ホーム条例の一部改正】

(利用承認)

第6条 青少年ホームを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の承認をしない。

(1)～(3) 略

(利用承認の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 青少年ホームの利用の承認及びその制限に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

【栃木市技能センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第4条 利用者は、センターを利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1)～(3) 略

(利用許可の取消し)

第6条 市長は、利用者がこの条例及びこれに基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

改 正 案

【栃木市技能センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第4条 利用者は、センターを利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。

(1)～(3) 略

(利用承認の取消し)

第6条 市長は、利用者がこの条例及びこれに基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

【栃木市勤労者体育センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第7条 センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の許可を受けた際に納付するものとする。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可の条件を遵守し、係員の指示に従うこと。

改 正 案

【栃木市勤労者体育センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第6条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第7条 センターの利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の承認を受けた際に納付するものとする。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、承認を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認の条件を遵守し、係員の指示に従うこと。

現

行

(2)～(4) 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの利用の許可及び制限に関する業務

(2)・(3) 略

2・3 略

改 正 案

(2)～(4) 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの利用の承認及び制限に関する業務

(2)・(3) 略

2・3 略

【栃木市保健福祉センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないものとする。

(1)～(5) 略

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用に係る権利を他に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

(原状回復)

第14条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又は附属器具を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

改 正 案

【栃木市保健福祉センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。

(1)～(5) 略

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の規定による承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利を他に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又はその利用の承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

(原状回復)

第14条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに当該施設又は附属器具を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

【栃木市地域福祉センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その利用を拒み、又は許可を取り消し、若しくは施設からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

改 正 案

【栃木市地域福祉センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その利用を拒み、又は承認を取り消し、若しくは施設からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用承認の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用承認を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

現

行

(2) センターの利用の許可及びその制限に関する業務

(3)～(5) 略

2・3 略

改 正 案

(2) センターの利用の承認及びその制限に関する業務

(3)～(5) 略

2・3 略

【栃木市渡良瀬の里条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 渡良瀬の里を利用する者（以下「利用者」という。）は、使用料を収めることにより許可とする。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、渡良瀬の里の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(3) 略

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 渡良瀬の里の利用の許可等に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

改 正 案

【栃木市渡良瀬の里条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 渡良瀬の里を利用する者（以下「利用者」という。）は、使用料を収めることにより承認とする。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、渡良瀬の里の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(3) 略

(利用承認の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3) 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 渡良瀬の里の利用の承認等に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

【栃木市児童館条例の一部改正】

(団体利用)

第6条 前条第2号の団体は、児童館を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(団体利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館の利用を許可しないものとする。

(1)・(2) 略

改 正 案

【栃木市児童館条例の一部改正】

(団体利用)

第6条 前条第2号の団体は、児童館を利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(団体利用承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館の利用を承認しないものとする。

(1)・(2) 略

【栃木市地域子育て支援センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第5条 前条第2項の規定により団体がセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第6条 市長は、センターを利用しようとする団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

(1)・(2) 略

改 正 案

【栃木市地域子育て支援センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第5条 前条第2項の規定により団体がセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(承認の制限)

第6条 市長は、センターを利用しようとする団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を承認しないものとする。

(1)・(2) 略

【栃木市老人福祉センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第7条 老人福祉センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、老人福祉センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 市長は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(5) 略

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、施設の利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の利用を制限し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(1) 第7条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2)～(4) 略

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、老人福祉センターの利用が終了したとき、又は利用を制限され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、その利用場所を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 老人福祉センターの利用の許可及び制限に関する業務

(3)・(4) 略

改 正 案

【栃木市老人福祉センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第7条 老人福祉センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、老人福祉センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第8条 市長は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(5) 略

(利用承認の取消し等)

第9条 市長は、施設の利用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の利用を制限し、又は利用承認を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(1) 第7条第1項の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が承認を受けた利用の目的に違反したとき。

(2)～(4) 略

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、承認を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、老人福祉センターの利用が終了したとき、又は利用を制限され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、その利用場所を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 老人福祉センターの利用の承認及び制限に関する業務

(3)・(4) 略

現

行

2・3 略

改 正 案

2・3 略

【栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例の一部改正】

(利用の許可)

第7条 生きがいセンターの利用者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。生きがいセンターの許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、生きがいセンターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生きがいセンターの利用を許可してはならない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第9条 生きがいセンターの利用者は、生きがいセンターの利用に際しては、この条例若しくはこれに基づく規則その他関係法令の規定又は第7条第2項の規定により許可に付された条件に従わなければならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第7条第1項の規定による許可若しくは変更許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、生きがいセンターの利用を終了したとき、利用の許可を取り消されたとき、又は利用の中止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 生きがいセンターの利用の許可、利用の許可の取消し等に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

改 正 案

【栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例の一部改正】

(利用の承認)

第7条 生きがいセンターの利用者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。生きがいセンターの承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、生きがいセンターの管理上必要があるときは、前項の承認に条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生きがいセンターの利用を承認してはならない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第9条 生きがいセンターの利用者は、生きがいセンターの利用に際しては、この条例若しくはこれに基づく規則その他関係法令の規定又は第7条第2項の規定により承認に付された条件に従わなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第7条第1項の規定による承認若しくは変更承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、生きがいセンターの利用を終了したとき、利用の承認を取り消されたとき、又は利用の中止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 生きがいセンターの利用の承認、利用の承認の取消し等に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

【栃木市寺尾地区ふれあいセンター条例の一部改正】

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定及び市長の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第4条第1項の許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

改 正 案

【栃木市寺尾地区ふれあいセンター条例の一部改正】

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定及び市長の指示に従わなければならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第4条第1項の承認を取り消し、又はその利用の中止を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

【栃木市都賀老人憩いの家条例の一部改正】

(利用の許可)

第5条 憩いの家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、憩いの家の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、憩いの家の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(5) 略

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が前条各号のいずれかに該当することとなったとき又は第5条第2項の条件に違反したときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

改 正 案

【栃木市都賀老人憩いの家条例の一部改正】

(利用の承認)

第5条 憩いの家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、憩いの家の管理上必要があるときは、前項の承認に条件を付けることができる。

(利用承認の制限)

第6条 市長は、憩いの家の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(5) 略

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、利用者が前条各号のいずれかに該当することとなったとき又は第5条第2項の条件に違反したときは、利用の承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

【栃木市地域活動支援センター条例の一部改正】**（利用許可）**

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

改 正 案

【栃木市地域活動支援センター条例の一部改正】

(利用承認)

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

【栃木市隣保館条例の一部改正】

(利用の許可)

第3条 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、隣保館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、隣保館の利用を許可しない。

(1)～(3) 略

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

2 略

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第5条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

改 正 案

【栃木市隣保館条例の一部改正】

(利用の承認)

第3条 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、隣保館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、隣保館の利用を承認しない。

(1)～(3) 略

(利用承認の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

2 略

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第5条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

【栃木市集会所条例の一部改正】

(利用の許可)

第5条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2. 教育委員会は、集会所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、集会所の利用を許可しない。

- (1)～(3) 略

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 略
- (2) 利用の許可の条件に従わないとき。

2 略

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第7条の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

改 正 案

【栃木市集会所条例の一部改正】

(利用の承認)

第5条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、集会所の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、集会所の利用を承認しない。

(1)～(3) 略

(利用承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用の承認の条件に従わないとき。

2 略

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第7条の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

【栃木市墓園条例の一部改正】

(使用の許可)

第4条 墓園内の墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 墓所の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対しては、使用許可証を交付する。

(墓所の種別及び永代使用料)

第12条 墓所を使用しようとする者は、使用許可と同時に、当該墓所の種別に応じた永代使用料を納付しなければならない。

2・3 略

別表第1（第12条関係）

永代使用料

名称	墓所の種別	1区画の面積	永代使用料
略	略	略	略

(注) 市内に住所を有する者以外の者に使用許可した場合の永代使用料は、5割増とする。
ただし、第8条第2号に該当する者については、この限りでない。

改 正 案

【栃木市墓園条例の一部改正】

(使用の承認)

第4条 墓園内の墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 墓所の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対しては、使用承認証を交付する。

(墓所の種別及び永代使用料)

第12条 墓所を使用しようとする者は、使用承認と同時に、当該墓所の種別に応じた永代使用料を納付しなければならない。

2・3 略

別表第1（第12条関係）

永代使用料

名称	墓所の種別	1区画の面積	永代使用料
略	略	略	略

(注) 市内に住所を有する者以外の者に使用承認した場合の永代使用料は、5割増とする。
ただし、第8条第2号に該当する者については、この限りでない。

【栃木市斎場条例の一部改正】

(利用者の範囲)

第4条 前条第1項各号の施設及び霊きゅう車（以下「施設等」という。）を利用することができる者は、市内に住所を有する者（次項において「本市住民」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認め、その利用を許可した者については、この限りでない。

2 市長は、本市住民の利用に支障がないと認める場合に限り、前項ただし書の規定による許可をするものとする。

(利用の許可)

第5条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し)

第6条 市長は、斎場の管理上支障があると認めるときは、前条の許可を取り消すことができる。

(使用料)

第7条 施設等の利用許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 略

改 正 案

【栃木市斎場条例の一部改正】

(利用者の範囲)

第4条 前条第1項各号の施設及び霊きゅう車（以下「施設等」という。）を利用することができる者は、市内に住所を有する者（次項において「本市住民」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認め、その利用を承認した者については、この限りでない。

2 市長は、本市住民の利用に支障がないと認める場合に限り、前項ただし書の規定による承認をするものとする。

(利用の承認)

第5条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し)

第6条 市長は、斎場の管理上支障があると認めるときは、前条の承認を取り消すことができる。

(使用料)

第7条 施設等の利用承認を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 略

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第8条 第6条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の許可を受けた際に納付するものとする。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 略

2 略

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合に、当該指定管理者が行う

改 正 案

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第8条 第6条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の承認を受けた際に納付するものとする。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、承認を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(利用承認の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3) 略

2 略

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合に、当該指定管理者が行う

業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) センターの利用の許可及びその制限に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

改 正 案

業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) センターの利用の承認及びその制限に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

【とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 観光館の多目的ホール及び蔵座敷を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、観光館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 市長は、観光館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(3) 略

(使用料)

第9条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、別表第1又は別表第2に定める額の使用料を指定された期日までに市長に納付しなければならない。

(特別の設備等の設置)

第12条 施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該施設の利用を制限し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

改 正 案

【とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 観光館の多目的ホール及び蔵座敷を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、観光館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第8条 市長は、観光館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(3) 略

(使用料)

第9条 第6条第1項の承認又は第7条第1項の許可を受けた者は、別表第1又は別表第2に定める額の使用料を指定された期日までに市長に納付しなければならない。

(特別の設備等の設置)

第12条 施設の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の利用を制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

現

行

(2) 観光館の利用の許可及び制限に関する業務

(3)・(4) 略

別表第2 (第9条関係)

1 平方メートルにつき月額	3,000円以内
---------------	----------

備考

1 略

2 利用期間が1月に満たないときは、使用料の月額を当該月の日数で除して得た額に利用許可の日数を乗じて得た額とする。

3 略

改 正 案

(2) 観光館の利用の承認及び制限に関する業務

(3)・(4) 略

別表第2 (第9条関係)

1平方メートルにつき月額	3,000円以内
--------------	----------

備考

1 略

2 使用期間が1月に満たないときは、使用料の月額を当該月の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。

3 略

【栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正】

(施設の利用許可)

第5条 小江戸ひろばの会議室を利用しようとする者又はイベント広場の全部若しくは一部を独占して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、会議室の利用又はイベント広場の全部若しくは一部の独占利用をしようとする者が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の許可をしないものとする。

(使用料)

第6条 前条第1項の規定により施設の利用許可を受けた者は、別表に定める使用料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(特別の設備の設置等)

第9条 施設の利用許可を受けた者は、当該施設の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、施設の利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の利用を制限し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 前項の規定により施設の利用許可を受けた者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

改 正 案

【栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正】

(施設の利用承認)

第5条 小江戸ひろばの会議室を利用しようとする者又はイベント広場の全部若しくは一部を独占して利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 市長は、会議室の利用又はイベント広場の全部若しくは一部の独占利用をしようとする者が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の承認をしないものとする。

(使用料)

第6条 前条第1項の規定により施設の利用承認を受けた者は、別表に定める使用料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(特別の設備の設置等)

第9条 施設の利用承認を受けた者は、当該施設の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 市長は、施設の利用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の利用を制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 前項の規定により施設の利用承認を受けた者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

【かかしの里条例の一部改正】

(有料施設)

第7条 略

2 有料施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、利用許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、かかしの里の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は前条第2項の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、第5条第1項又は第7条第2項の規定によりかかしの里の利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)～(3) 略

2 略

(使用料)

第11条 第5条第1項の許可を受けて同項第1号から第3号までに掲げる行為を行うためにかかしの里を利用する者又は第7条第2項の許可を受けて有料施設を利用する者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用が終了したとき又は第9条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちにその利用に係る施設を原状に回復しなければならない。

改 正 案

【かかしの里条例の一部改正】

(有料施設)

第7条 略

2 有料施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、利用承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、かかしの里の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可又は前条第2項の承認をしてはならない。

(1)・(2) 略

(利用承認の取消し等)

第9条 市長は、第5条第1項の許可又は第7条第2項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可若しくは承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)～(3) 略

2 略

(使用料)

第11条 第5条第1項の許可を受けて同項第1号から第3号までに掲げる行為を行うためにかかしの里を利用する者又は第7条第2項の承認を受けて有料施設を利用する者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用が終了したとき又は第9条第1項の規定により許可若しくは承認を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちにその利用に係る施設を原状に回復しなければならない。

現

行

【栃木市営有料観光駐車場条例の一部改正】

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 駐車場の利用許可に関する業務

(2)・(3) 略

2・3 略

改 正 案

【栃木市営有料観光駐車場条例の一部改正】

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 駐車場の利用承認に関する業務

(2)・(3) 略

2・3 略

【栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、交流センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)・(2) 略

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、

改 正 案

【栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、交流センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)・(2) 略

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用承認を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、

現

行

次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 交流センターの利用の許可及びその制限に関する業務

(3)・(4) 略

2 略

改 正 案

次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 交流センターの利用の承認及びその制限に関する業務

(3)・(4) 略

2 略

【栃木市農村振興総合センター条例の一部改正】

(利用許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(3) 略

2 略

(目的外利用の禁止)

第8条 センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的外に利用し、又はその利用権を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第9条 利用者は、第6条の規定により許可を受けたときは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

改 正 案

【栃木市農村振興総合センター条例の一部改正】

(利用承認)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(3) 略

2 略

(目的外利用の禁止)

第8条 センターの利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的外に利用し、又はその利用権を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第9条 利用者は、第6条の規定により承認を受けたときは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

【栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正】

(利用の許可)

第7条 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ふれあいの森の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の利用を許可しない。

(1)～(3) 略

(使用料)

第9条 有料施設の利用許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた施設を目的外に利用してはならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第7条第2項の許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用が終わったとき又は利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

改 正 案

【栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正】

(利用の承認)

第7条 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、ふれあいの森の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の利用を承認しない。

(1)～(3) 略

(使用料)

第9条 有料施設の利用承認を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、承認を受けた施設を目的外に利用してはならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第7条第2項の承認の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用が終わったとき又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 略
- (2) ふれあいの森の利用の許可及び制限に関する業務
- (3)・(4) 略

2・3 略

改 正 案

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) ふれあいの森の利用の承認及び制限に関する業務

(3)・(4) 略

2・3 略

【栃木市農村婦人の家条例の一部改正】

(利用の許可)

第4条 婦人の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に、婦人の家の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 市長は、婦人の家の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第6条 利用者は、第4条第1項の規定により利用の許可を受けたときは、別表に定める額の
使用料を納付しなければならない。

2 略

(許可の取消し)

第9条 市長は、婦人の家の利用目的又は利用条件に違反したときは、利用許可を取り消し、
又は利用を中止することができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、利用が終了したとき、又は利用許可を取り消し、若しくは停止されたときは、直ちに施設設備を原状に回復しなければならない。

改 正 案

【栃木市農村婦人の家条例の一部改正】

(利用の承認)

第4条 婦人の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認に、婦人の家の管理上必要な条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第5条 市長は、婦人の家の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第6条 利用者は、第4条第1項の規定により利用の承認を受けたときは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(承認の取消し)

第9条 市長は、婦人の家の利用目的又は利用条件に違反したときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止することができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、利用が終了したとき、又は利用承認を取り消し、若しくは停止されたときは、直ちに施設設備を原状に回復しなければならない。

【栃木市農産物加工所条例の一部改正】

(利用の許可)

第4条 加工所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の利用許可に、条件を付することができる。

(許可の制限)

第5条 市長は、加工所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1)～(3) 略

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(2) 第4条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、加工所の利用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、施設等を原状に回復しなければならない。

改 正 案

【栃木市農産物加工所条例の一部改正】

(利用の承認)

第4条 加工所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の利用承認に、条件を付することができる。

(承認の制限)

第5条 市長は、加工所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないものとする。

(1)～(3) 略

(利用承認の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により承認を受けた事実が明らかになったとき。

(2) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、加工所の利用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、施設等を原状に回復しなければならない。

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

(利用の許可)

第3条 施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 市長は、施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可しない。

(1)～(3) 略

(使用料)

第5条 施設等の利用許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者(施設等の利用許可(以下単に「許可」という。)を受けた者をいう。以下同じ。)の責めに帰さない理由により施設等を利用することができなくなったとき。

(2) 施設等の利用日前7日までに、その利用の取消しを申し出たとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) 略

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 略

改 正 案

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

(利用の承認)

第3条 施設等を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第4条 市長は、施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを承認しない。

(1)～(3) 略

(使用料)

第5条 施設等の利用承認を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者(施設等の利用承認(以下単に「利用承認」という。)を受けた者をいう。以下同じ。)の責めに帰さない理由により施設等を利用することができなくなったとき。

(2) 施設等の利用日前7日までに、その利用の取消しを申し出たとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、利用承認を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3) 略

現 行

2 前項第1号又は第2号に該当して許可を取り消した場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設等の利用の許可及びその制限に関する業務

(2)～(4) 略

2・3 略

別表第2 (第5条関係)

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分	使用料
略	略

備考

1～6 略

7 トレーニング室は、中学生以下の者の利用を許可しない。

(2)～(4) 略

2～8 略

改正案

2 前項第1号又は第2号に該当して利用承認を取り消した場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条第1項の規定により利用承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設等の利用の承認及びその制限に関する業務

(2)～(4) 略

2・3 略

別表第2 (第5条関係)

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分	使用料
略	略

備考

1～6 略

7 トレーニング室は、中学生以下の者の利用を承認しない。

(2)～(4) 略

2～8 略

【栃木市公民館条例の一部改正】

(使用の許可)

第7条 公民館を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。

(1)～(4) 略

(使用の停止又は取消し)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 略

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 略

(2) 使用前に使用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、市長が相当の理由があると認めたとき。

(3) 第9条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消したとき。

(4) 略

(特別の設備等)

第14条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状の回復)

第15条 使用者は、使用を終わったとき、又は第9条の規定により使用を停止されたとき若

改 正 案

【栃木市公民館条例の一部改正】

(使用の承認)

第7条 公民館を使用する者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しない。

(1)～(4) 略

(使用の停止又は取消し)

第9条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 使用の承認の条件に違反したとき。

(3) 略

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 略

(2) 使用前に使用の承認の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 第9条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の承認を取り消したとき。

(4) 略

(特別の設備等)

第14条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状の回復)

第15条 使用者は、使用を終わったとき、又は第9条の規定により使用を停止されたとき若

現

行

しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 略

改 正 案

しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 略

現

行

【栃木市図書館条例の一部改正】

(施設の利用)

第7条 会議室その他図書館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

改 正 案

【栃木市図書館条例の一部改正】

(施設の利用)

第7条 会議室その他図書館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

【とちぎ蔵の街美術館条例の一部改正】

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 略
- (2) 美術館の利用の許可及び制限に関する業務
- (3)・(4) 略

2 略

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第10条まで及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会又は「市長」」とあるのは、「指定管理者」とする。

改 正 案

【とちぎ蔵の街美術館条例の一部改正】

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 略
- (2) 美術館の利用の承認及び制限に関する業務
- (3)・(4) 略

2 略

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第10条まで及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」又は「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

【栃木市歴史民俗資料館条例の一部改正】

(利用許可)

第5条 資料館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資料館の利用を許可しないことができる。

(1)～(3) 略

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用許可を取り消し、若しくは停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

改 正 案

【栃木市歴史民俗資料館条例の一部改正】

(利用承認)

第5条 資料館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資料館の利用を承認しないことができる。

(1)～(3) 略

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用承認を取り消し、若しくは停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

現

行

(1) 略

(2) 資料館の利用の許可及びその制限に関する業務

(3)～(5) 略

2・3 略

改 正 案

(1) 略

(2) 資料館の利用の承認及びその制限に関する業務

(3)～(5) 略

2・3 略

【栃木市体育施設条例の一部改正】

(利用の許可)

第5条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(施設等の変更禁止)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 略

(使用料の不還付)

改 正 案

【栃木市体育施設条例の一部改正】

(利用の承認)

第5条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(施設等の変更禁止)

第7条 第5条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、承認を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る条件を変更し、利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき。

(3) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 略

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 略
- (2) 許可を受けた利用開始時間前に利用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 略

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 体育施設の利用の許可及びその制限に関する業務
- (2)～(4) 略

2・3 略

改 正 案

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 略
- (2) 承認を受けた利用開始時間前に利用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 略

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 体育施設の利用の承認及びその制限に関する業務
- (2)～(4) 略

2・3 略

【栃木市地域運動広場条例の一部改正】

(利用の許可)

第3条 運動広場を利用しようとする者は、あらかじめ栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1)～(3) 略

(目的外利用等の禁止)

第6条 運動広場の利用について許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) 略

(2) 利用者が、利用許可の条件に違反したとき。

(3) 略

改 正 案

【栃木市地域運動広場条例の一部改正】

(利用の承認)

第3条 運動広場を利用しようとする者は、あらかじめ栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認に際し、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

(1)～(3) 略

(目的外利用等の禁止)

第6条 運動広場の利用について承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) 略

(2) 利用者が、利用承認の条件に違反したとき。

(3) 略

【栃木市営金崎有料駐車場条例の一部改正】

(利用許可)

第3条 栃木市営金崎有料駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 第3条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(利用許可の取消し)

第9条 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行った利用者又は使用料を滞納している利用者については利用許可を取り消すことができる。

(進入禁止)

第10条 利用を許可された車両以外の車両等は、駐車場内に進入してはならない。

改 正 案

【栃木市営金崎有料駐車場条例の一部改正】

(利用承認)

第3条 栃木市営金崎有料駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第5条 第3条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(利用承認の取消し)

第9条 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行った利用者又は使用料を滞納している利用者については利用承認を取り消すことができる。

(進入禁止)

第10条 利用を承認された車両以外の車両等は、駐車場内に進入してはならない。

【栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部改正】

(利用の許可)

第6条 西方ふれあいプラザ等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、西方ふれあいプラザ等の利用を許可しないものとする。

(1)～(5) 略

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、その利用を停止し、当該許可を取り消し、又は西方ふれあいプラザ等からの退出を命ずることができる。

2 略

改 正 案

【栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部改正】

(利用の承認)

第6条 西方ふれあいプラザ等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、西方ふれあいプラザ等の利用を承認しないものとする。

(1)～(5) 略

(承認の取消し等)

第8条 市長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、その利用を停止し、当該承認を取り消し、又は西方ふれあいプラザ等からの退出を命ずることができる。

2 略

【栃木市真名子夢ホール条例の一部改正】

(利用の許可)

第4条 ホールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(3) 略

2 略

(目的外利用の禁止)

第6条 ホールの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外にホールを利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、第4条の規定により利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

改 正 案

【栃木市真名子夢ホール条例の一部改正】

(利用の承認)

第4条 ホールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(3) 略

2 略

(目的外利用の禁止)

第6条 ホールの利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認を受けた目的以外にホールを利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、第4条の規定により利用の承認を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

【道の駅にしかた条例の一部改正】

(利用の申請及び許可)

第7条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(3) 略

(特別の設備等の許可)

第9条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 略

(利用許可の取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条文又は指示に従わないとき。

(3) 偽りその他の不正行為により利用許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

改 正 案

【道の駅にしかた条例の一部改正】

(利用の申請及び承認)

第7条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(3) 略

(特別の設備等の承認)

第9条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 略

(利用承認の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。

(3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

【栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正】

(利用許可)

第6条 ふれあい館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、ふれあい館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい館の利用を停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

改 正 案

【栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正】

(利用承認)

第6条 ふれあい館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に、管理上必要な条件を付することができる。

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、ふれあい館の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい館の利用を停止し、又はその利用の承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 略

【栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正】

(利用許可)

第4条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(目的外利用等の禁止)

第6条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

2 略

(使用料)

第8条 利用者は、第4条の規定により許可を受けたときは、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 略

(2) 許可を受けた利用開始時間前に利用の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 略

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により利用を停止

改 正 案

【栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正】

(利用承認)

第4条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(目的外利用等の禁止)

第6条 利用者は、承認を受けた目的以外に施設を利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

(3) 第4条第2項の規定により付した承認の条件に違反したとき。

2 略

(使用料)

第8条 利用者は、第4条の規定により承認を受けたときは、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 略

(2) 承認を受けた利用開始時間前に利用の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 略

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により利用を停止

現 行

され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 略
- (2) 施設の利用の許可に関する事。
- (3)・(4) 略

2・3 略

改 正 案

され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 略
- (2) 施設の利用の承認に関する事。
- (3)・(4) 略

2・3 略

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正】

(利用許可)

第6条 健康福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、使用料が無料である場合の健康福祉センター内の施設の利用（栃木市岩舟健康福祉センターのボランティア室の利用を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により許可された事項の変更については、同項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の許可について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、健康福祉センターの利用を許可しないことができる。

(1)～(3) 略

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 利用者が虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

改 正 案

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正】

(利用承認)

第6条 健康福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、使用料が無料である場合の健康福祉センター内の施設の利用（栃木市岩舟健康福祉センターのボランティア室の利用を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により承認された事項の変更については、同項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の承認について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、健康福祉センターの利用を承認しないことができる。

(1)～(3) 略

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 利用者が虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用者の負担により原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

現 行

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 略
- (2) 健康福祉センターの利用の許可及びその制限に関する業務
- (3)～(5) 略

2・3 略

別表（第10条、第19条関係）

1 栃木市大平健康福祉センター

(1)～(3) 略

(4) レストラン

1 平方メートルにつき月額	3,000円以内
---------------	----------

備考

1 略

2 利用期間が1月に満たないときは、使用料の月額を当該月の日数で除して得た額に利用の許可を受けた日数を乗じて得た額とする。

3 略

2 略

改 正 案

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 略
- (2) 健康福祉センターの利用の承認及びその制限に関する業務
- (3)～(5) 略

2・3 略

別表（第10条、第19条関係）

1 栃木市大平健康福祉センター

- (1)～(3) 略
- (4) レストラン

1平方メートルにつき月額	3,000円以内
--------------	----------

備考

- 1 略
- 2 利用期間が1月に満たないときは、使用料の月額を当該月の日数で除して得た額に利用の承認を受けた日数を乗じて得た額とする。
- 3 略
- 2 略

【道の駅みかも条例の一部改正】

(利用の申請及び許可)

第7条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1)～(3) 略

(特別の設備等の許可)

第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 略

(利用許可の取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用許可の条件又は指示に従わないとき。

(3) 偽りその他の不正行為により利用許可を受けたとき。

(4) 略

2 略

改 正 案

【道の駅みかも条例の一部改正】

(利用の申請及び承認)

第7条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(3) 略

(特別の設備等の承認)

第9条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 略

(利用承認の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。

(3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。

(4) 略

2 略

【栃木市天幕使用条例の一部改正】

(使用の許可)

第3条 天幕を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付けることができる。

(許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1)・(2) 略

(使用料)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同項の規定による使用許可を受けたときは、直ちに使用料を納付しなければならない。

2 略

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に天幕を使用し、又はその権利を譲り渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるときは、その使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2 略

(天幕の返還)

第9条 使用者は、天幕の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、管理責任者の検査を受けて返還しなければならない。

改 正 案

【栃木市天幕使用条例の一部改正】

(使用の承認)

第3条 天幕を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に条件を付けることができる。

(承認の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を承認しない。

(1)・(2) 略

(使用料)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、同項の規定による使用承認を受けたときは、直ちに使用料を納付しなければならない。

2 略

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、承認を受けた目的以外に天幕を使用し、又はその権利を譲り渡し、若しくは転貸してはならない。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるときは、その使用を停止し、又は承認を取り消すことができる。

2 略

(天幕の返還)

第9条 使用者は、天幕の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、管理責任者の検査を受けて返還しなければならない。

【栃木市公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部改正】

(適用除外)

第5条 前2条の規定は、当該公の施設を利用する者の便宜を図るため、その一部の長期かつ独占的な利用を許可するときは適用しない。

改 正 案

【栃木市公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部改正】

(適用除外)

第5条 前2条の規定は、当該公の施設を利用する者の便宜を図るため、その一部の長期かつ独占的な利用を承認するときは適用しない。

【栃木市暴力団排除条例の一部改正】

(公の施設の利用の制限)

第7条 市長若しくは栃木市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、市の設置した公の施設（以下「公の施設」という。）の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。

2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

改 正 案

【栃木市暴力団排除条例の一部改正】

(公の施設の利用の制限)

第7条 市長若しくは栃木市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、市の設置した公の施設（以下「公の施設」という。）の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、当該利用を承認しないものとする。

2 市長等は、既に公の施設の利用を承認している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、当該承認を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市個人情報保護条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市個人情報保護条例の一部改正
引用条項を改めること。(第18条関係)
- 2 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
引用条項を改めること。(第1条関係)
- 3 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
引用条項を改めること。(第1条及び第5条関係)
- 4 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正
 - (1) 情報提供等記録の定義を改めること。(第2条関係)
 - (2) 情報提供等記録の訂正の実施をした場合の通知先に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えること。
(第22条の2関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

現	行
<p>【栃木市個人情報保護条例の一部改正】</p> <p>（訂正等の請求）</p> <p>第18条 1～3 略</p> <p>4 市民は、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>5 略</p>	
<p>【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）及び栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）に基づく情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ公平な運営を図り、並びに行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	
<p>【栃木市行政手續における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正】</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>	

改 正 案

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

(訂正等の請求)

第18条 1～3 略

4 市民は、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

5 略

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

(設置)

第1条 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）及び栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）に基づく情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ公平な運営を図り、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

【栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正】

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

現 行

律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

【栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正】

第2条 栃木市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第22条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第22条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

改 正 案

律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

【栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正】

第2条 栃木市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第22条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第22条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(職 員 課)

議案第 2 5 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 育児休業等に係る子の範囲を拡大すること。
(第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 関係)
- 2 介護休暇の制度を改めること。(第 1 5 条関係)
- 3 介護時間の制度を新設すること。(第 1 5 条の 2 関係)

[参照条文]

議案第 1 9 号と同じ。

現	行
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)	
<p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p>	
<p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p>	
<p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>(以下「<u>要介護者</u>」という。)のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	
<p>3 略</p>	
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	
<p>第8条の3 略</p>	
<p>2・3 略</p>	

改 正 案

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を 介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3・4 略

改 正 案

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。
この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3・4 略

（介護時間）

現

行

(組合休暇)

第16条 略

2・3 略

4 第12条第3項ただし書及び前条第4項の規定は、組合休暇に準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認等)

第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認又は許可を受けなければならない。

別表第1(第14条関係)

休暇の原因	休暇を与える期間
1～10 略	略
11 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を越えない期間)

改 正 案

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間に準用する。

（組合休暇）

第16条 略

2・3 略

4 第12条第3項ただし書及び第15条第4項の規定は、組合休暇に準用する。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認等）

第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認又は許可を受けなければならない。

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇を与える期間
1～10 略	略
11 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27

現

行

12～14 略

略

15 第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他の規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

略

16～21 略

略

改 正 案

	<p>条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を越えない期間)</p>
12～14 略	略
15 第15条第1項に規定する要介護者の介護その他の規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	略
16～21 略	略